

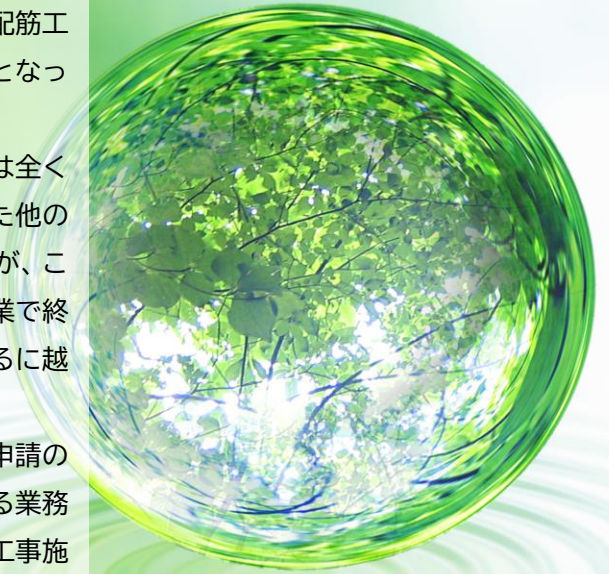
建築基準法で定められた工程以外の中間検査を行います

「法定外中間検査」の必要性

中間検査が建築基準法で定められている範囲は、大方、基礎の配筋工事の工程と、2階の床及びこれを支持する梁の配筋の工程のみとなっています。

例えば50階建ての超高層マンションに於いても中間検査範囲は全く同じで、上記内容の2回でよいのです。一般に検査をしなかった他の階についてのチェックは、完了検査時に“書類検査”を行います。これは提出された工事の関係書類（写真も含む）に目を通す作業で終わります。やはり“公平さ”を担保するには階ごとに検査をするに越したことはありません。

弊社では“法で定められた以外の階”の中間検査を行い、確認申請の図書と現場の整合性を確認し、検査した部分の確認証を発行する業務を行います。検査は当社の熟練した確認検査員（工事監理者、工事施工者以外の第三者の立場）が、構造躯体の安全性に特化して行います。



法定外中間検査（例）RC造の場合

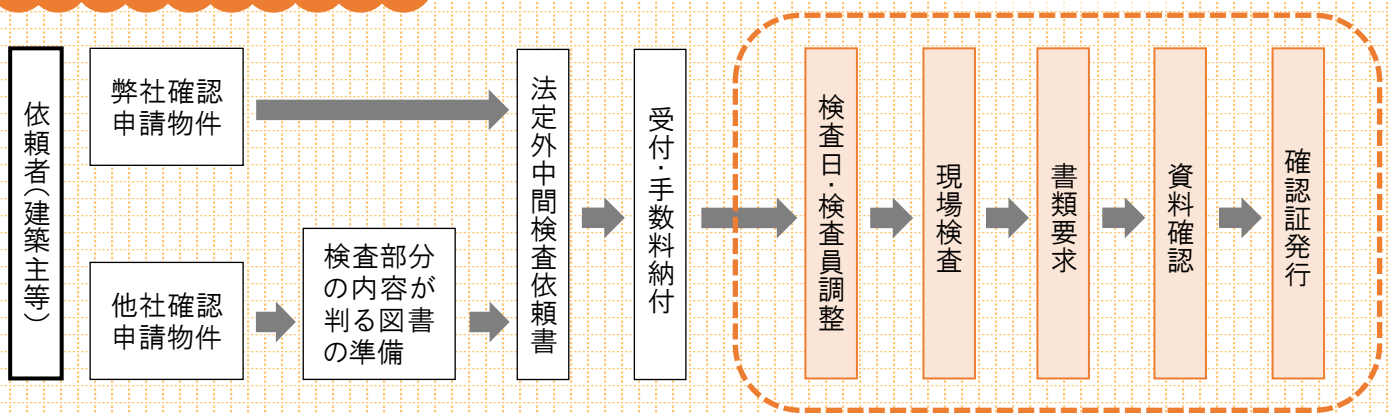
■主とした調査業務

柱：主筋径、本数、フープピッチ、圧接状況、かぶり厚
梁：主筋径、本数、納まり、スタラップ、貫通補強、
圧接状況、かぶり厚
床：鉄筋径、ピッチ、納り、開口補強
片持ち床：配筋、納まり
壁：配筋状況、鉄筋径、ピッチ、納り、構造スリット、
開口補強筋

■提出又は提示書類

工事監理報告書
コンクリート配合計画表
圧接部分強度試験報告書
鉄筋ミルシート

法定外中間検査フロー



株式会社日本確認検査センター

大阪市中央区北浜 3-1-21 松崎ビル 6F
Tel. 06-6231-1950 Fax. 06-6231-1951
E-mail info@nikkaku.jp
URL <https://www.nikkaku.jp>

営業時間 9:00~17:00
定休日 土日曜・祝日
相談窓口 松村（マツムラ）